

第10期 中間決算公告

平成22年12月15日

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
株式会社 セブン銀行
代表取締役社長 二子石 謙輔

中間貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	323,576	預 金	237,256
有 価 証 券	89,651	譲 渡 性 預 金	1,110
貸 出 金	349	コ ー ル マ ネ ー	5,100
前 払 年 金 費 用	56	借 用 金	32,000
未 収 収 益	6,641	社 債	90,000
A T M 仮 払 金	66,172	A T M 仮 受 金	24,722
そ の 他 資 産	1,199	そ の 他 負 債	11,347
有 形 固 定 資 産	10,909	未 払 法 人 税 等	6,219
無 形 固 定 資 産	17,702	資 産 除 去 債 務	258
繰 延 税 金 資 産	1,147	そ の 他 の 負 債	4,869
貸 倒 引 当 金	△41	賞 与 引 当 金	309
		負 債 の 部 合 計	401,845
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	30,503
		資 本 剰 余 金	31,742
		資 本 準 備 金	30,503
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1,239
		利 益 剰 余 金	53,103
		利 益 準 備 金	0
		そ の 他 利 益 剰 余 金	53,103
		繰 越 利 益 剰 余 金	53,103
		株 主 資 本 合 計	115,348
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	16
		新 株 予 約 権	154
		純 資 産 の 部 合 計	115,520
資 産 の 部 合 計	517,366	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	517,366

中間損益計算書

平成22年4月1日から

平成22年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		43,146
資 金 運 用 収 益	91	
(うち貸出金利息)	(18)	
(うち有価証券利息配当金)	(39)	
役 務 取 引 等 収 益	43,001	
(うちATM受入手数料)	(41,467)	
そ の 他 経 常 収 益	53	
経 常 費 用		28,170
資 金 調 達 費 用	1,010	
(うち預金利息)	(184)	
役 務 取 引 等 費 用	5,049	
(うちATM設置支払手数料)	(4,708)	
(うちATM支払手数料)	(198)	
そ の 他 業 務 費 用	11	
営 業 経 費	21,948	
そ の 他 経 常 費 用	150	
経 常 利 益		14,976
特 別 利 益		87
特 別 損 失		133
税 引 前 中 間 純 利 益		14,929
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		6,026
法 人 税 等 調 整 額		51
法 人 税 等 合 計		6,077
中 間 純 利 益		8,851

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物　　6年～18年

A T M　　5年

その他　　2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間期については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

6. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は11百万円、税引前中間純利益は142百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は247百万円であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権は該当無し、延滞債権額は0百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は0百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,197百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー 5,100百万円

上記のほか、為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券82,309百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は786百万円であります。

6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、264百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものは264百万円であります。

7. 有形固定資産の減価償却累計額30,359百万円

8. 1株当たりの純資産額94,559円83銭

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。

有形固定資産 2,662百万円

無形固定資産 2,834百万円

2. 「その他経常費用」には、株式等売却損137百万円を含んでおります。

3. 1株当たり中間純利益金額7,255円53銭

4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額7,252円43銭

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）ご参照）。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金 (*)	323,562	323,562	—
(2) 有価証券 その他有価証券	87,507	87,507	—
(3) 貸出金 貸倒引当金 (*)	349 △0	349	—
(4) A T M 仮払金 (*)	66,170	66,170	—
資産計	477,590	477,590	—
(1) 預金	237,256	237,696	440
(2) 譲渡性預金	1,110	1,110	0
(3) コールマネー	5,100	5,100	—
(4) 借入金	32,000	32,781	781
(5) 社債	90,000	92,075	2,075
(6) A T M 仮受金	24,722	24,722	—
負債計	390,189	393,486	3,296

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、A T M 仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金はありません。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) A T M 仮払金

未決済期間が短期間（1 年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、変動金利によるものはありません。

(5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(6) ATM仮受金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式(*)	2,144
合計	2,144

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成 22 年 9 月 30 日現在）

該当事項はありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成 22 年 9 月 30 日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	債券			
	国債	64,796	64,766	30
	社債	—	—	—
	小計	64,796	64,766	30
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	債券			
	国債	20,492	20,493	△1
	社債	2,218	2,218	△0
	小計	22,710	22,712	△1
合計		87,507	87,479	28

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
株式	2,144
合計	2,144

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 66 百万円

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第3回－①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回－②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社執行役員 4名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 423株	普通株式 51株
付与日	平成22年8月9日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成22年8月10日から平成52年8月9日まで	同左
権利行使価格	1株当たり 1円	同左
付与日における公正な評価単価(注) 2	新株予約権1個当たり 139,824円	同左

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の株は、当社普通株式1株であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

未払事業税	489	百万円
減価償却費損金算入限度超過額	298	
賞与引当金損金算入限度超過額	125	
資産除去債務	105	
未払金(旧役員退職慰労引当金)	85	
貸倒引当金損金算入限度超過額	17	
その他	108	

繰延税金資産合計 1,229

繰延税金負債

資産除去債務に係る有形固定資産修正額	△47
前払費用	△23
その他有価証券評価差額金	△11

繰延税金負債合計 △81

繰延税金資産の純額 1,147 百万円

(重要な後発事象)

当社は平成 22 年 11 月 5 日開催の取締役会において、次のとおり自己株式取得を決議いたしました。

- (1) 取得する株式の種類
普通株式
- (2) 実施理由
資本効率及び一株当たり当期純利益の向上による株主価値の向上
- (3) 取得する株式の総数
30 千株 (上限)
- (4) 株式の取得価額の総額
5,000 百万円 (上限)
- (5) 株式取得の方法
信託方式による市場買付け
なお、詳細は代表取締役社長に一任
- (6) 自己株式取得の日程
平成 22 年 11 月 12 日から平成 23 年 2 月 28 日まで

(単体自己資本比率 (国内基準))

銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ (10) に規定する単体自己資本比率 (国内基準) は 51.78% であります。